

## 諮問第110号

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「実施機関」という。）が、令和3年4月14日付け〇〇第4-42号で行った行政文書一部開示決定処分は妥当である。

#### 第2 審査請求に至る経過

##### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和3年3月31日付けで、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、別表の「請求対象文書」欄に掲げる全13件の各文書（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

##### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、条例第12条第1項の規定に基づき、令和3年4月14日付けで〇〇第4-42号をもって、次のとおり行政文書の一部を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）をし、これを審査請求人に通知した。

###### (1) 本件対象文書①及び②について

開示請求の対象となる行政文書として、それぞれ「カルテ（2021年3月分）」、「診療計画書（2021年1月作成）」を特定し、条例第8条第1号に定める個人に関する情報に該当するため不開示とする。

###### (2) 本件対象文書③から⑫までについて

開示請求の対象となる行政文書を保有していないため、不開示とする。

### (3) 本件対象文書⑬について

開示請求の対象となる行政文書として、「2019年度及び2021年度の〇〇〇〇のプログラム参加者名簿」を特定し、条例第8条第1号に定める個人に関する情報に該当する部分を不開示とし、その余の部分を開示する。

## 3 開示の実施

実施機関は、令和3年4月28日、審査請求人に対し、行政文書の一部の開示を実施した。

## 4 審査請求

審査請求人は、実施機関に対し、本件処分を不服として、令和3年6月30日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定による審査請求を行った（以下、「本件審査請求」という。）。

## 第3 審査請求の趣旨及び理由

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、別表に掲げる本件対象文書③から⑬までを開示するとの決定を求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している内容は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件対象文書③から⑤までについて

〇〇〇〇利用停止処分や〇〇〇〇利用終了処分のような患者の権利を著しく制限する処分についての文書は、山梨県という地方公共団体が行う処分ということを考慮すると、作成しなければいけない性質の行政文書である。行政文書の存否の再確認と、〇〇〇〇利用停止処分及び〇〇〇〇利用終了処分の理由と決定過程を明らかにした文書の全部の開示を求

める。

**(2) 本件対象文書⑥及び⑦について**

事例検討会が2回も開催されていることから、インシデントレポートは存在し、それに基づいて医療安全管理室が業務を行っていたことは明らかである。行政文書の存否の再確認と、当該医療安全管理室の調査結果の内容を明らかにした文書の全部の開示を求める。

**(3) 本件対象文書⑧について**

〇〇〇〇事務室の前というのは、〇〇〇〇担当のスタッフと患者であるメンバーとのやり取りが多く、暴言、暴力、大声などの迷惑行為が発生しやすく、防犯カメラの必要性が高い場所であることを考慮すると、防犯カメラの記録が存在しないということはある得ない。防犯カメラの記録の存否の再確認を求める。

**(4) 本件対象文書⑨について**

面接室の様子を、患者を守るために録画していることは、貼り紙で周知されている。防犯カメラを確認して欲しいという要望を伝えたが、その機会を与えられないまま上書き更新がされたということは、証拠隠滅を凶ったと言われてもやむを得ない。

**(5) 本件対象文書⑩について**

防犯カメラを確認して欲しいという要望を伝えたが、その機会を与えられないまま上書き更新がされたということは、証拠隠滅を凶ったと言われてもやむを得ない。

**(6) 本件対象文書⑪について**

面接室の様子を、患者を守るために録画していることは、貼り紙で周知されている。防犯カメラを確認して欲しいという要望を伝えた際には、カメラの記録が存在しないという説明は無かった。上書き更新ではなく、存在しないということは故意に消去したと疑われてもやむを得ない。

## (7) 本件対象文書⑫について

2020年3月17日付けの保有個人情報開示決定で、それまでの〇〇〇〇のミーティングの記録が開示され、閲覧している。さらに、朝、昼、帰りのミーティングで、〇〇〇〇担当のスタッフが記録を残しているのは周知の事実である。したがって、行政文書が作成されていないというのは明らかな虚偽である。行政文書の存否の再確認と〇〇〇〇担当のスタッフによる記録の全部を開示するよう求める。

## 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書において主張している内容及びは、おおむね次のとおりである。

### 1 本件対象文書③から⑤までについて

実施機関が運営する医療機関（以下「〇〇〇〇〇〇〇〇」という。）で実施される〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「本件〇〇〇〇」という。）については、「〇〇〇〇マニュアル」に基づき運営されており、利用者が「〇〇〇〇利用同意書」に署名することで利用が開始される。「〇〇〇〇利用同意書」では、暴力行為や迷惑行為等があった場合には、主治医と相談の上、〇〇〇〇終了などの対応をとることとされている。

通常、〇〇〇〇の利用停止及び利用終了については、〇〇〇〇担当リーダーから〇〇〇〇利用者に口頭でその旨を説明する対応としており、過去の事例においても、同様の対応をしている。

よって、これらの対応に係る文書については、不作成により不開示としたものである。

なお、〇〇〇〇〇〇〇〇の外来診療については、診療報酬施設基準等に従い、その方法や結果の要点を診療録に記載することが求められる（医師法第24条第1項、医師法施行規則第23条）。

本件〇〇〇〇においても、このことに基づき、〇〇〇〇利用開始確認の状況、〇〇〇〇利用開始後の参加状況等のあらゆる記録、情報については、電子カルテに要点をまとめて記載している。

### 2 本件対象文書⑥について

事例検討会の内容については、診療業務という位置付けであることから、スタッフが要点をまとめて電子カルテに記載する取扱いである。別途、議事録が作成されることは無く、本件に係る事例検討会においても同様の取扱いであり、議事録は作成されていない。

### 3 本件対象文書⑦について

審査請求人による〇〇〇〇スタッフへのクレームに関しては、医療安全管理室にインシデント報告書が提出されているが、内容としては、〇〇〇〇スタッフの対応への苦情といった性格のものである。

〇〇〇〇〇〇〇の医療安全管理指針（以下単に「医療安全管理指針」という。）では、患者が死亡または死亡に至る可能性がある場合等の医療事故が発生した場合に、医療事故調査委員会を開催し、医療事故調査報告書が作成されることになっている。

本件では上記に該当せず、また、医療安全管理室が介入し解決を図るべき医療事故には当たらないため、医療安全管理室としての調査対応はしておらず、医療安全管理室の調査結果報告書は作成されていない。

### 4 本件対象文書⑧から⑪まで

#### (1) ⑧及び⑪（〇〇〇〇事務室及び〇〇〇（別棟作業室））

防犯カメラは設置されておらず、映像の記録はそもそも存在しない。

#### (2) ⑨及び⑩（面接室②及び面接室⑥）

防犯カメラが設置されているが、内蔵ハードディスクの上書き更新により継続運用がされており、記録時点から〇か月程度の期間経過により新規の映像データが旧映像データに上書きされ、旧映像データが消失する仕組みである。また、利用者のプライバシーに配慮して、録音機能の設定はオフにして運用されている。

そのため、本件開示請求があった令和3年3月31日時点では、面接室②及び面接室⑥の映像及び音声の記録は、存在しない。

### 5 本件対象文書⑫

審査請求人は、令和2年3月17日付けの保有個人情報開示決定において、〇〇〇〇のミーティングの記録が開示され閲覧していると主張しているが、当該開示決定においては、実施機関は、カルテの写しを開示したのみであり、審査請求人が主張する記録の開示は実施していない。

本件〇〇〇〇においては、1日3回、〇〇〇〇スタッフと〇〇〇〇利用者によるミーティングが開催されており、各プログラムへの参加確認、参加者の体調状況の確認、実施後の感想などのやり取りがされている。

一方、ミーティングの場では、〇〇〇〇スタッフが、各プログラムの参加人数や体調不良者を確認し、「活動日誌」にメモを残し、併せて朝のミーティング後に実施される〇〇〇〇利用者のバイタルチェックを記録する。当該記録は、当日の各プログラムへの参加の可否を判断する資料として利用されている。

審査請求人の主張からすれば、審査請求人は上記の「活動日誌」を〇〇〇〇のミーティングの記録として認識していたと解せられるが、「活動日誌」は、前述のとおり審査請求人が主張する〇〇〇〇ミーティングの記録として作成されていたものではない。

## 第5 審査会の判断

本件審査請求の対象は、別表に掲げる③から⑫までの文書である。

実施機関は、当該文書について、開示請求の対象となる行政文書がいずれも存在しないため不開示としたものである。このことに対し、審査請求人は、当該文書がいずれも存在しているはずである旨を主張し、当該行政文書の存否の再確認を行い、当該文書の全部を開示するよう求めているものである。

これらのことから、当審査会では、本件対象文書の特定の妥当性及びその存否について検討する。

- 1 本件対象文書の特定及びその存否について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関から次のとおり説明があった。

### (1) 本件対象文書③から⑤まで

ア 審査請求人は、令和2年2月22日、令和3年2月25日及び令和3年3月4日の〇〇〇〇の利用停止及び利用終了（以下単に「〇〇〇〇利用停止等」という。）の理由等について、文書での開示を要求してい

る。このことに対し、実施機関は、行政文書開示請求書に記載された「請求する行政文書の名称又は内容」に基づき、本件対象文書として「各期日の〇〇〇〇利用等に係る理由書及び決定書」を特定し、それぞれ不存在により不開示とした。

なお、〇〇〇〇〇〇〇では、これらの〇〇〇〇利用停止等の理由等については、診療報酬施設基準等に従い、〇〇〇〇利用状況等の情報と併せて、その要点を電子カルテに集約して記録することとしている。別途、議事録等の特定の様式に従った文書を作成することはない。

イ 審査請求人は、実施機関に対して、これまでに審査請求人に係るカルテ等の開示を求める保有個人情報開示請求を繰り返し行っている。実施機関は、当該保有個人情報開示請求に対して、いずれも全部開示又は一部開示を実施している。

また、実施機関は、審査請求人に対して、本件処分において不開示とした令和3年3月分の審査請求人に係るカルテ及び診療計画書（本件対象文書のうち①及び②）については、保有個人情報開示請求の手続により開示請求を行うよう教示した。これを受けて、審査請求人は、令和3年5月6日、当該カルテについて保有個人情報開示請求を行っており、当該保有個人情報開示請求に対して、実施機関は、前述と同様当該カルテの開示を行っている。

ウ 以上の経緯により、実施機関は、審査請求人に対し、平成30年4月分から令和3年3月分までの全期間について、審査請求人に係るカルテの全部開示又は一部開示を行っているものである。

審査請求人は、上記期間の審査請求人に係るカルテに記載された情報を認識した上で、改めて本件開示請求に及んでいる。〇〇〇〇利用停止等の理由等については、判断過程や判断結果を含め当該カルテに記載があるのであるから、本件開示請求の趣旨は、当該カルテとは別に作成された理由書や決定書といった文書を開示するよう求めるものであると判断し、前述のとおり特定したものである。

## (2) 本件対象文書⑥

ア 上記(1)と同様に、実施機関は、本件対象文書⑥として「2020年2月3日に開催された事例検討会の議事録」を特定し、不存在により不

開示とした。

〇〇〇〇〇〇〇では、前述と同様に、事例検討会で検討の対象とされた事例に関わる利用者については、〇〇〇〇利用状況等の情報と併せて、検討事項の要点を電子カルテに集約して記録することとしている。別途、議事録等の特定の様式に従った文書を作成することはない。

イ 前述のとおり、審査請求人が、審査請求人自身のカルテに記載された情報を認識した上で、改めて本件開示請求に及んでいることからすれば、事例検討会の要点は当該カルテに記載があるのであるから、本件開示請求の趣旨は、当該カルテとは別に作成された議事録を開示するよう求めるものであると判断し、前述のとおり特定したものである。

### (3) 本件対象文書⑦

ア 上記(1)及び(2)と同様に、実施機関は、本件対象文書⑦として「2019年度の〇〇〇〇〇〇〇とのインシデントに関する医療安全管理室の調査結果報告書」を特定し、不存在により不開示とした。

イ 〇〇〇〇〇〇〇では、〇〇〇〇〇〇〇リスク管理委員会が作成した「医療安全管理マニュアル」（以下単に「医療安全管理マニュアル」という。）において、後述する重大な医療事故が想定されるような事案については、「アクシデント報告」をし、そのような重大な医療事故に至っていない事案については、「インシデント報告」がなされる。

ここでいう「アクシデント報告」の対象となる医療事故については、医療安全管理指針及び医療安全管理マニュアルに定めがあるとおりに、レベル3 b以上のもの（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折などの濃厚な処置や治療を要した場合）等を想定している。

ウ 確かに、審査請求人の主張するとおり、〇〇〇〇〇〇〇の運営するウェブサイト上では、「医療事故報告に基づく事例原因分析」として「事実を把握するために報告書を作成する。必要があれば、関係者へのインタビューを行う。」と明示している。

この点、実施機関としては、医療事故報告に基づく事例原因分析として事実を把握するために報告書を作成するのは、「アクシデント」事案

のような重大な案件が発生した場合であるとしている。

審査請求人は、医療安全管理室の調査報告書の開示を求めていることから、審査請求人が開示を求める調査報告書とは、重大な医療事故が発生した場合、すなわち、前述の「アクシデント報告」が提出された事案に対して、医療安全管理室が作成した調査結果報告書のことを指しているものと考えられる。

しかしながら、当該年度に「アクシデント報告」の提出は無く、審査人が請求する調査結果報告書を作成すべき事案が発生していないため、当該文書は作成されていない。

エ 仮に、審査請求人が「インシデント」に関する報告書の開示を求めるものであったとしても、この「インシデント報告」については、前述のとおり、医療安全管理マニュアルに規定されているもので、重大な医療事故の範囲に至らない事案（医療安全管理指針及び医療安全管理マニュアルに定めがあるとおり、レベル3 a以下のもの）について実施機関が指定する医療安全管理者に提出するものであり、当該報告については、再発防止策等は検討されることがあるものの、これに対する何らかの調査報告書を作成することは義務付けられていないため、作成していない。

なお、審査請求人の主張に関連する文書としては、2019年度に〇〇〇〇〇〇に関する「インシデント報告」が1件提出されたのみであるが、審査請求人は、この「インシデント報告」についても保有個人情報開示請求を行っており、実施機関は当該文書の一部開示を行っている。

2 本件対象文書及び関係文書の存否、保存等の状況について、当審査会事務局職員をして現地において調査させたところ、その結果により次のとおりの事実が確認された。

#### (1) 本件対象文書③から⑥までに関連する事実

ア 〇〇〇〇〇〇〇〇では、本件〇〇〇〇の利用者について、利用者ごとに電子上のデータベースに情報を記録しており、これを電子カルテ（このほか、診療録、診療記録等の呼称があるが、いずれも同一のものである）と呼称している。



ウ ○○○○○○○では、審査請求人に係る電子カルテのほか、審査請求人との間で、○○○○の利用開始に関する同意書及び○○○○指示箋を作成している。これらの文書が編てつされたフラットファイルの提示を受け、内容を検査したところ、○○○○利用停止等に係る理由書及び決定書、事例検討会の議事録並びにこれらの作成に係る文書の存在は確認できなかった。

エ 審査請求人は、実施機関に対して、令和2年2月頃から本件開示請求があった同3年3月31日までに12件の、本件処分のあった同年4月14日から審査請求が提起された同年6月30日までに1件の、併せて全13件の審査請求人に係るカルテの開示を求める保有個人情報開示請求を行っている。また、実施機関は、これらの計13件の保有個人情報開示請求に対して、いずれも全部開示決定又は一部開示決定を行っており、そのうち一部開示決定としたものについては、審査請求人以外の個人情報のみを不開示とする内容である。

また、上記の計13件の保有個人情報開示請求のうち1件は、実施機関が本件処分において不開示とした本件対象文書のうち①及び②に相当するものの開示を求めるものである。実施機関は、本件処分に際し、審査請求人に対し、当該文書については保有個人情報開示請求の手続によって別途開示請求を行うよう教示した。審査請求人は、令和3年5月6日、実施機関に対して、当該文書の開示を求める保有個人情報開示請求を行った。当該保有個人情報開示請求に対して、実施機関は、同月11日、全部開示決定をし、同月19日、審査請求人に対して、本件対象文書のうち①及び②に相当する審査請求人のカルテの全部を開示した。

上記の結果として、実施機関は、審査請求人に対し、平成30年4月分から令和3年3月分までの全期間について、審査請求人に係るカルテの全部開示又は一部開示を行った。

## (2) 本件対象文書⑦に関連する事実

ア 医療安全管理指針の内容を確認したところ、「医療事故調査委員会は、アクシデントレポートに基づいて事実経過を把握し」「……評価検討を行い、医療事故調査報告書を作成する」と定められていることを確認した（医療安全管理指針第9条）。

また、医療安全管理マニュアルの内容を確認したところ、「インシデント・アクシデント報告の手順」として、次の場合に、医療安全管理室に提出するよう定められていることを確認した（医療安全管理マニュアル22頁）。

(ア)「アクシデント報告」 患者が死亡または死亡に至る可能性がある場合等

(イ)「インシデント報告」 患者に被害を及ぼす事はなかったが、日常診療の場で「ヒヤリ」としたり「ハット」した場合

これらの規定の内容は、重大な医療事故が想定されるような「アクシデント」事案について調査結果報告書が作成されることから、そのような重大な医療事故に至っていない「インシデント」事案については調査報告書が作成されないという実施機関の説明と合致するものである。

また、医療安全管理指針第9条で定める「医療事故調査報告書」の作成主体は、医療安全管理室ではなく医療事故調査委員会であり、このことも、調査報告書が作成されていないという実施機関の説明と合致するものである。

イ ○○○○○○○では、医療安全管理室が医療事故報告書を保管し、当該報告書に記載された情報を「インシデントレポート管理システム」によって電子データとして管理しているとのことである。そこで、当該システムに記録されている情報を検査したところ、実施機関が主張するとおり、2019年度の○○○○○○○○に関する「インシデント報告」が1件確認された。しかしながら、これに関する医療安全管理室が作成した調査結果報告書はなく、また、2019年度の○○○○○○○○との「アクシデント」に関する調査結果報告書の存在も確認できなかった。

また、医療安全管理室が調査結果報告書を作成するのは、医療事故に限られており、実施機関の説明は医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療事故調査制度の内容に符合する。すなわち、平成27年10月1日から施行された医療事故調査制度の報告対象となる、医療法第6条の10で定められた「医療事故」は、「当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったものとして厚生労働省令で定めるもの」をいうとされており、実施機関の

説明はこれと符合するものである。

ウ 2019年度の〇〇〇〇〇〇〇〇に関する「インシデント報告」について、審査請求人は、令和3年9月9日、保有個人情報開示請求を行っており、当該保有個人情報開示請求に対して、実施機関は、令和3年9月24日、当該文書の一部開示を行った。

### (3) 本件対象文書⑧から⑪までに関連する事実

現地を確認したところ、審査請求人が主張する防犯カメラの設置状況については、〇〇〇〇事務室及び〇〇〇（別棟作業室）には設置されておらず、また、設置されたカメラを取り外した形跡も無かった。

その一方で、面接室②及び面接室⑥については防犯カメラが設置されているものの、録画時間等は〇〇〇〇事務室の運用システムで管理されていた。そのため、〇〇〇〇事務室の運用システムを確認したところ、録画時間が午前8時30分から午後6時30分まで、録音無しで設定されており、一旦録画された映像データについては、録画した日から〇〇日が経過した日以降は、それ以降に新たに録画した映像データによって上書きされるように設定されていた。録画日数の設定については、内蔵ハードディスクの容量に基づき、当該運用システムで自動的に設定されるものであった。なお、この設定は、実施機関によると審査請求人が本件開示請求をした時から変更されていないとのことであった。

### (4) 本件対象文書⑫に関連する事実

実施機関は、審査請求人が存在を主張する「〇〇〇〇のミーティングの記録」については、審査請求人が「活動日誌」をこれと誤認しているものと主張している。

そこで、「活動日誌」の記載内容について、その一部を抽出して検査したところ、当該文書には、記録した期日において実施されたウォーキング、読書等のプログラムの名称、参加した利用者の体重、血圧、脈拍等の体調確認やバイタルチェックの結果が記録されているものであった。また、当該文書には、これらのほか、「その他」及び「医師の回診」を記録する箇所あり、令和元年4月分から令和3年3月分までの活動日誌のうち、当該箇所に記録があるものを全て確認したところ、期日によっては、

実施されたプログラムの内容や、医師による回診の結果が記載されているものがあつた。

そのほか、電子カルテや活動日誌以外に利用者の状況を記録するものとして、「プログラム日誌」及び「〇〇〇〇プログラムノート」が作成されていることを確認した。

しかしながら、これらの文書全てについて、令和元年4月から令和3年3月までに作成されたものを検査したところ、審査請求人が主張する〇〇〇ミーティングの記録に関連する記録は無かつた。

### 3 当審査会による検討

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張、実施機関の弁明書における主張のほか、当審査会事務局職員が実施機関から聴き取つた内容、現地調査において確認した事実を前提として、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書の存否について検討する。

#### (1) 本件対象文書③から⑥まで

##### ア 対象文書の特定の妥当性について

一般に、開示請求の対象となる文書の特定は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称又は内容」欄に記載された内容に基づき行うこととされている。ただし、開示請求者においては行政機関の保有する個別の文書を特定することが困難であることに照らし、実務上、審査請求人に対して必要な情報を提供する等により、請求の趣旨に沿う文書を特定する方法を取ることとしているものである。

ところで、実施機関は、本件対象文書として、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称又は内容」欄に記載された記述に基づき、それぞれ次のとおり特定したものである。

(ア) 本件対象文書③から⑤まで 各期日の〇〇〇〇利用等に係る理由書及び決定書

(イ) 本件対象文書⑥ 2020年2月3日に開催された事例検討会の議事録

その一方で、開示請求書の記述からすれば、審査請求人としては、それぞれ、〇〇〇〇利用停止等の判断過程や判断結果、事例検討会の概要、〇〇〇〇ミーティングの概要が記載された文書を請求する趣旨であったものと解することもでき、そのような場合には、これらの情報については、審査請求人に係る電子カルテに記載があるのであるから、当該電子カルテが請求の対象となるものと解する余地もある。

しかしながら、前述のとおり的事实からすれば、実施機関は、本件処分に先立って、令和2年2月頃から本件処分があった同3年4月14日までのおよそ1年2か月の長期間に亘り、審査請求人からの全13件の審査請求人に係る電子カルテの保有個人情報開示請求に対して、いずれも全部開示決定又は一部開示決定を行っており、審査請求人もこれらの開示決定等に対して何ら異議を呈していない。また、そのうち一部開示決定としたものについても、審査請求人に係る個人情報はその全てが開示されている。このことから、審査請求人は、結果として、平成30年4月分から令和3年3月分までの全期間について、審査請求人に係る電子カルテに記載された審査請求人に係る個人情報を了知しており、その上で本件開示請求を行っていることが認められる。さらに、審査請求人の陳述の全趣旨によれば、審査請求人は、ことさら〇〇〇〇利用停止等に際する文書による通知がなされていないことを疑問視することに終始しており、本件対象文書の存否については争うものの、別段、審査請求人に係るカルテの再度の開示を求める趣旨ではないものと推認される。

したがって、実施機関は、本件開示請求に至るまでに、審査請求人からの個人情報開示請求の手續に遅滞なく誠実に対応していたものであり、本件開示請求において、審査請求人は、実施機関から開示された文書に記載された情報を基に、電子カルテ以外の文書の開示を請求する趣旨であるものといえることができる。

以上のことからすれば、本件対象文書③から⑥までについて審査請求人が開示を求めている文書は、上記の事実及び経緯に鑑みれば、本件処分において対象文書とされた「各期日の〇〇〇〇利用等に係る理由書及び決定書」及び「2020年2月3日に開催された事例検討会の議事録」に限られていることは明らかである。実施機関が上記の事情及び

経緯を踏まえ、既に開示済みである審査請求人のカルテをこれに含めなかったことについては、これを不適切なものと言うことはできず、本件処分において当該文書を対象文書として特定したことは妥当であると認められる。

## イ 対象文書の存否について

前述のとおり的事实からすれば、実施機関の説明する内容に符合する文書の作成、保存及び管理の状況が認められ、本件対象文書のうち③から⑥までを保有していないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

なお、この点、審査請求人は、〇〇〇〇利用停止等のような患者の権利を著しく制限する処分についての文書は、作成しなければいけない性質の行政文書である旨を主張する。しかしながら、本件〇〇〇〇は診療行為の一環として〇〇〇〇の利用者に提供されているのであって、〇〇〇〇利用停止等についていかなる方法において利用者に通知するかは、実施機関の裁量に任せられているものである。仮に条理上の又は道義的な説明義務の有無が別途問題となり得るものであるとしても、そのような事情は格別、当該文書の存否の判断を左右するものではない。

## (2) 本件対象文書のうち⑦

審査請求人の主張する内容からすれば、審査請求人は、〇〇〇〇〇〇〇の医療安全管理室の職員からの聴き取り調査に応じたことから、ウェブサイト上に掲げる医療事故の事実を把握するための報告書が作成されるものとの認識をもったものと思われる。しかしながら、電子カルテに記載された事実及び医療安全管理室に提出されたインシデント報告から確認した事実を総合すると、実施機関において、審査請求人から聴き取った内容をアクシデント事案に対応する医療事故であると認識していたとは認めることができず、医療安全管理室による調査結果報告書が作成されていないという実施機関の主張は相当と認められ、他方、当該調査結果報告書が作成されなければならないという審査請求人の主張は採用できない。

そのほか、実施機関から聴き取った内容、現地調査において確認した事

実からすれば、対象文書として「2019年度の〇〇〇〇〇〇〇とのインシデントに関する医療安全管理室の調査結果報告書」を特定し、当該文書を保有していないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

### (3) 本件対象文書のうち⑧から⑪まで

#### ア ⑧及び⑩（〇〇〇〇事務室及び〇〇〇（別棟作業室））

審査請求人は、開示請求の対象として、具体的な場所、特定の日付を指定して、防犯カメラの映像・音声の記録の開示を請求しているが、実施機関は、これらの情報に基づいて、対象となる記録データの特定を行ったものであり、対象文書の特定の点については争いが無い。

また、前述のとおり的事实からすれば、当該文書を保有していないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

#### イ ⑨及び⑪（面接室②及び面接室⑥）

前述のアと同様に、対象文書の特定については争いが無い。

また、前述のとおり的事实からすれば、当該文書を保有していないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

すなわち、防犯カメラによって録画された映像データについては、録画した日から〇〇日間が経過した日以降は、上書き更新によって消去される。そうすると、本件対象文書⑨に係る録画日である令和2年12月18日、本件対象文書⑪に係る録画日である同元年10月7日それぞれの時点から〇〇日間は、当該映像データが保存されていたものと推認される。しかしながら、本件開示請求があった令和3年3月31日時点では、いずれの録画日からも既に〇〇日間が経過しているのであるから、同時点において本件対象文書⑨及び⑪に係る映像データを保有していなかったという実施機関の説明に不自然な点はない。また、録音機能については、そもそも使用していないのであるから、本件対象文書⑨及び⑪に係る音声データを保有していなかったという説明に不自然な点はない。そのほか、これらのことを覆すに足りる事情も認められない。

#### ウ 開示しない理由の記載について

なお、実施機関は、本件処分に係る一部開示決定通知書においては、本件対象文書のうち⑩について、開示しない理由として「映像記録（音声なし）はデータの上書き更新により残されていないため」旨を提示し、一方で、本件対象文書のうち⑪について、開示しない理由として「映像記録（音声なし）は存在しないため」旨を提示している。

この点、実施機関は、弁明書において、前者についてはそもそもカメラの設置が無く、後者については上書き更新によって旧映像データが消失した旨を主張している。これらの主張は、実質的には、開示しない理由の訂正をする趣旨のものと解せられるが、そうであるとしても、上記のとおり、対象文書が存在しないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められず、このことが当審査会の判断を左右するものではない。

#### (4) 本件対象文書のうち⑫

##### ア 対象文書の特定の妥当性について

前述の(1)と同様に検討すると、実施機関は、本件対象文書として、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称又は内容」欄に記載された記述に基づき、本件対象文書として「〇〇〇〇のミーティングの記録」を特定したものである。

審査請求人は、スタッフがミーティングの記録を作成しており、審査請求人自身も過去にミーティングの記録を閲覧した旨を主張する。このことに対して、実施機関は、審査請求人が「活動日誌」をそれと誤認しているものと主張しているため、本件対象文書として「活動日誌」を特定したことの妥当性について検討する。

前述のとおり的事实からすれば、「活動日誌」の記載内容については、〇〇〇〇において実施されたプログラムの名称、参加した利用者の体調確認やバイタルチェックの結果が記録されているものであり、ミーティングにおいて検討された事項等が記載されたものではないことが認められる。また、前述の(1)で述べたとおり、審査請求人に係る電子カルテに〇〇〇〇ミーティングの概要について記載があり、審査請求人は当該カルテの開示を受けているものである。

以上のことからすれば、本件対象文書⑫について審査請求人が開示を求めている文書は、本件処分において対象文書とされた「〇〇〇〇のミーティングの記録」に限られ、「活動日誌」はこれには該当しないこ

とは明らかである。したがって、本件処分において当該文書を対象文書として特定したことは妥当であると認められる。

もともと、前述のとおり、開示請求者においては行政機関の保有する個別の文書を特定することが困難であることから、実施機関は、審査請求人に対して保有する文書に関する情報を提供し、請求の補正の機会を与える等の手段も考えられるものであるが、そのような事情は格別、当該文書の特定の妥当性を左右するものではない。

#### イ 対象文書の存否について

前述のとおり的事实からすれば、本件対象文書のうち⑫を保有していないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

#### (5) 小括

以上のことから、本件開示請求について、本件対象文書を特定し、その一部について条例第8条第1号本文に該当するとして不開示とし、その他の一部について当該文書を保有していないとして不開示とした実施機関の決定は、妥当であると判断する。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張しているが、当審査会の上記の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 5 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

#### 6 審議の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
令和3年10月12日	○諮問 ○実施機関から弁明書の写しを受理
令和3年10月28日	○審査請求人から反論書を受理
令和3年11月15日 (令和3年度第2回審査会)	○審議
令和3年12月15日 (令和3年度第3回審査会)	○審議
令和4年3月11日 (令和3年度第5回審査会)	○審議
令和4年3月31日	○答申

山梨県情報公開審査会委員

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
芦沢 幸彦	元代表監査委員	
伊藤 智基	山梨県立大学国際政策学部准教授	会長代理
大島 わかな	弁護士	
東條 正人	弁護士	会長
平井 貴美代	山梨大学大学院総合研究部教授	

別表

項目	請求対象文書
①	カルテ（２０２１年３月分）
②	診療計画書（２０２１年１月作成）
③	２０２０年２月２２日の〇〇〇〇利用停止処分に関する理由及び決定書
④	２０２１年３月４日の〇〇〇〇利用終了処分に関する理由及び決定書
⑤	２０２１年３月４日の〇〇〇〇利用終了処分に関する理由及び決定書
⑥	２０２０年２月３日の事例検討会議事録
⑦	２０１９度の〇〇〇〇〇〇〇とのインシデントに関する医療安全管理室の調査結果報告書
⑧	２０２１年２月２５日の〇〇〇〇事務室の様子を記録した防犯カメラの映像と音声の記録
⑨	２０２０年１２月２５日の面接室②で行われた面談の様子を記録した防犯カメラの映像と音声の記録
⑩	２０２０年１２月１８日の〇〇〇で行われた〇〇〇のプログラムの様子を記録した防犯カメラの映像と音声の記録
⑪	２０１９年１０月７日の面接室⑥で行われた面談の様子を記録した防犯カメラの映像と音声の記録
⑫	２０１９年度、２０２０年度の〇〇〇〇のミーティングの記録
⑬	２０１９年度、２０２１年度の〇〇〇〇のプログラム参加者名簿